

平成 2 5 年

# 議会運営委員会記録

平成 2 5 年 1 2 月 4 日

和 光 市 議 会

## 議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 平成25年12月4日(水曜日)  
午後 1時30分 開会 午後 2時09分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委員 長	齊 藤 秀 雄 議員	副 委 員 長	吉 田 けさみ 議員
委 員	阿 部 かをる 議員	委 員	待 鳥 美 光 議員
議 長	菅 原 満 議員	副 議 長	栗 原 次 男 議員
委員外議員	金 井 伸 夫 議員		

◇欠席委員 なし

◇出席説明員 なし

◇事務局職員

議会事務局次長	本 間 修	議事課長補佐	平 川 京 子
主 事	小 林 巖		

◇本日の会議に付した案件

意見書案の調整について

その他議会運営に関することについて

午後 1時30分 開会

○齊藤秀雄委員長 ただいまから議会運営委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

なお、会議には、議長とオブザーバーとして副議長、委員外議員1名に出席を求めていますことを報告します。

本日は、会派から提出された意見書案について、その他議会運営に関することについて審議いたします。

本日の資料を確認します。本日の資料は既に配付してあります。

初めに、意見書案についてです。

各会派から提出された意見書案について、順次、御意見を願います。

まず、新しい風から提出した意見書案の説明を願います。

新しい風、待鳥委員お願いします。

待鳥委員。

○待鳥美光委員 それでは、新しい風から提出いたしました意見書案を朗読させていただきます。

婚姻歴のない母子家庭の母についても税法上の「寡婦」とみなし、控除を適用するように求める意見書。

子どもを扶養している婚姻歴のない母子家庭の母には、所得税法の定める「寡婦控除」は適用されません。（同法第2条第1項第30号）。税法上の「寡婦」とは、過去に法律婚をしたことのある者と定義されているからです。これによって算定された所得が、所得税、住民税、公営住宅入居資格及びその賃料、保育料等の算定のための基準とされる結果、同じ母子家庭でありながら婚姻歴のない母子家庭の母は、婚姻歴のある母子家庭と比較して課税所得が高く設定され、母子世帯の中でも特に所得水準が低い傾向にあるにもかかわらず、さらに大きな不利益を受けています。

よって、国及び政府におかれましては、税法の寡婦控除制度を改正し、婚姻歴の有無にかかわらず、税法上の「寡婦」として控除を適用するよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

これにつきましては、各地方自治体で対応しているところもあるんですけども、本来は国の税法上の問題であるということで、今回意見書案を出しました。特に、虐待の死亡事例等も法律婚ではない母子家庭で起こっているような事例もありますし、非常に苦しい生活の中で、そういった恩恵もないということで、今回、提出しました。

○齊藤秀雄委員長 今、意見書案を朗読していただきまして、概要を説明していただきました。

御質問等あれば、承りたいと思います。

金井議員。

○金井伸夫委員外議員 和光市ではやってないんですか。

○齊藤秀雄委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 前回一般質問の中でも取り上げたんですが、和光市では現状、していませんし、それから、する予定もないということです。ただ、ひとり親家庭の支援は、法律婚のあるなしにかかわらず、和光市はやっているということだと思います。

○齊藤秀雄委員長 阿部委員。

○阿部かをる委員 地方自治体で寡婦控除しているところもあるということで、やっているところ、それから、今回は要するに国に求めるという趣旨だということですが、国がそうすればそういうことになるということですが、地方自治体でやっているということですが、このところでは所得税、住民税、公営住宅入居資格及びその賃料、保育料等の基準になるということですが、その事例としてどんなような対応をされているケースがあるのか。

○齊藤秀雄委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 たしか三鷹市と、それから東京23区の一部です。すみません、手元に資料を持ってきていないのですが、それから東京都内で何市かやっているのと、あと全国的にも何市か、ことしに入ってからやり始めたところがあったと記憶しています。

それで、実際に税法上は控除をされていないわけですが、それを控除したとされる金額で算定をして、例えば保育園の料金等を処遇をしているというのが、地方自治体の対応だと思います。

○齊藤秀雄委員長 そのほかに御質問はございますか。

阿部委員。

○阿部かをる委員 そうすると、税法上の控除はやはりこの定義があるからできないということですね。

○齊藤秀雄委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 国の税法上の寡婦には該当しないので、そこが該当してくれば各市町村は、それをもとに算定をするわけなので、特にその市町村で特別にその算定基準を設けなくても一律に寡婦控除をされた金額で算定をするということになります。

○吉田けさみ副委員長 議事を委員長と交代します。

齊藤委員。

○齊藤秀雄委員 1つだけ教えてください。

母子家庭とか寡婦とかという表現はよく耳にしています。だけど、この婚姻歴のない母、子の家庭というんですか。婚姻歴のないというと、要は未婚ということですか。結婚を届けてないというのが、どの程度というとおかしいですけども、余りにも少な過ぎる話の要素なのか、それともある程度把握していますという御意見なのか、その辺だけ確認したいです。

○吉田けさみ副委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 先日、新聞記事で取り上げられて、本当にすみません、きょう、それを持っ

てきていないのですが、新聞記事としても、そういう婚姻歴のない母子家庭が相当数あって、実際に婚姻している母子家庭と、差が年間約1万円とか2万円とか出るんですけども、それが問題として取り上げられるということなので、すごく考慮するに値しないほど少ないということではないと思います。

○齊藤秀雄委員長 議事を副委員長と交代します。

ほかに御質問ございますか。

〔「なし」という声あり〕

それでは、各会派の意見をお聞きしたいと思います。

公明党、阿部委員。

○阿部かをる委員 基本的には賛成です。

○齊藤秀雄委員長 日本共産党、吉田委員。

○吉田けさみ委員 日本共産党は賛成です。

○吉田けさみ副委員長 議事を委員長と交代します。

齊藤委員。

○齊藤秀雄委員 緑風会も基本的にはよろしいかという考えでした。

○齊藤秀雄委員長 議事を副委員長と交代します。

金井議員。

○金井伸夫委員外議員 私も賛成します。

○齊藤秀雄委員長 それでは、ただいまのとおり、新しい風の意見書案に関しては調整が図れましたので、副議長提案となります。文言についての何か要望がございましたら、早目にお知らせ願いたいと思います。よって、次回の12月11日水曜日に意見書案の確認を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決しました。

続いて日本共産党、吉田委員。意見書案の説明をまずお願いいたします。

吉田委員。

○吉田けさみ委員 特定秘密保護法案の廃案を求める意見書ということで提出しております。

案文を朗読して説明いたします。

開催中の国会で審議されている特定秘密保護法案は、「わが国の安全保障に関する」「防衛」「外交」「特定有害活動の防止」「テロ活動の防止」について、「特定秘密」事項を指定するとしています。

何を秘密に指定するかは国民には知らされず、勝手な理由付けで警察の活動をも含めた広範な情報を秘密にすることができます。原発やTPP交渉に関する情報も対象になり、マスコミの取材や国民が情報公開を求めるなど、情報に接近しようとする行為も処罰（最高懲役10年）される恐れがあり、国民の知る権利は侵害されます。

「秘密」の取り扱い者を対象にするという適正評価は、思想信条の自由やプライバシー権を侵すものです。国会の国政調査権を制限し、国会議員や職員も処罰の対象となります。

特定秘密保護法案は、アメリカと軍事戦略・情報を共有する受け皿となる国家安全保障会議設置法案とあわせ成立を企図されていますが、集団的自衛権の行使を可能にし、「戦争する国」づくりの第一歩となる法案で、憲法の平和原則とも全く相入れません。

特定秘密保護法案は、主権者国民が政府を監視するという立憲主義に敵対し、日本国憲法の基本原則を根底から覆し、国民の目、耳、口を塞ぐ基本的人権・民主主義を破壊する重大な法にほかなりません。それゆえ、多くの国民から反対の声があがっています。

よって、世論の声に耳を傾け、政府は特定秘密保護法案を廃案とするよう求めます。

このような中身なんですけれども、御承知のように今、特定秘密保護法案の審議が行われています。きょうも特別委員会が開かれておりました。

それで、自民・公明政権は6日の会期末を延長してでも、これを可決したいということで、きょうテレビでも報じておりますけれども、やはりこの間の反対運動というのは、本当に全国各地で起きていますし、北海道新聞、新潟日報、山陽新聞、中国新聞、茨城新聞、東京新聞、神奈川新聞等々、地方紙が本当にこの法律は問題があるという形で報道しています。

それで、法案の狙いというのがどこにあるかということ、まず国家安全保障会議が設置をされるけれども、これについても、アメリカとの情報を共有していくためにつくられたという中身です。

それと、やはりこの動きというのは、なぜ戦争国家づくりと言えるかということ、まず、自民党が憲法第9条を改定して、自衛隊を国防軍にするということを公然と述べてきました。それで、国家安全保障会議とあわせて集団的自衛権の行使をするということに関しても、きょう安倍首相がテレビの中で何を言ったかということ、積極的な平和主義を今後はとっていくんだという形で述べているんです。やはり積極的な平和主義というのであれば、第9条に基づく外交、これが本来の平和主義の立場だろうと思いますし、それと、今回の秘密保護法という形で、集団的自衛権はもちろんのことなんですけれども、日本が攻撃されなくても他国と一緒に海外で戦争をする国づくり、それでそういう一連の流れを見ても、一体的にこの秘密保護法案が出されてきているという流れは、皆さん理解していただけるのではないかと思います。

それから、特定秘密保護法案と言いますけれども、これは戦中につくられた軍事機密を保護する目的で作られた軍機保護法、この中身と全く一緒だとも専門家は述べているんです。まさしく治安維持法なども並ぶような中身になっているという形で言われています。

条文を見ましても、特定秘密の指定というところでは、第3条で、行政機関の長は、特に秘匿が必要であるものを特定秘密に指定するというんだけれども、では、何が秘密になるかというと、これもまた抽象的なんです。防衛、外交、治安などに関する中身と言われています。

だから、マスコミ、マスメディア、あるいはニュースキャスター、あるいは弁護士とか映画人なども、きょうもこぞって反対と言っていますけれども、国民世論が今、本当にこの特定秘

密保護法案は廃案にすべきだという声がある中で、これを強行させてはならないと思っていますので、ぜひ賛成していただいて、議会に出していただきたいということをお願いして、説明としたいと思います。

○齊藤秀雄委員長 今、説明が終わりました。

御質問等ありましたら承りたいと思います。

取り立てて御質問ありませんか。趣旨説明で御理解いただいたということによろしいですか。  
待鳥委員。

○待鳥美光委員 きょうの午後強行採決されるかどうかというところだと思うのですが、仮に出すとして、実際にこれを出すまでに日数がありますよね。状況が変わった場合、それは文言修正ということになるんですか。

○齊藤秀雄委員長 休憩します。（午後 1時43分 休憩）

再開します。（午後 1時47分 再開）

それでは、各会派より意見を求めます。

新しい風、待鳥委員。

○待鳥美光委員 新しい風は基本的に賛成です。

1点だけ気になって検討したほうがいいのかなと思った点は、3番目の部分です。国家安全保障会議設置法案とあわせ、というところが、今回のこの特定秘密保護法案に絞った形で要望を出したほうがいいのかなという意見が、会派では出ています。

○齊藤秀雄委員長 公明党、阿部委員。

○阿部かをる委員 文章の中から何点か主張をさせていただきたいと思います。

まず、4行目なんですけれども、勝手な理由づけで警察の活動をも含めた広範な情報を秘密にすることができますということに関してなんですけれども、こういった心配というのは大変によくわかる内容ではありますが、当初の製版にはありませんでしたけれども、我が党の主張で、行政機関の長は有識者会議の意見を聞いて、首相が決定した統一基準にのっとり特定秘密を指定、そして長が実際に統一基準に従って指定・解除を行っているかを確認し、改善の指示を出せるようにもしてあります。これによって、事前事後のチェックを通じ、特定秘密の範囲が広がらないようにしてあります。さらに、法案の附則に、独立した第三者機関を設置し、運用基準をチェックすることも検討することができるということを明記をいたしました。

それで、次の行の原発やT P P交渉に関する情報も対象になりということではありますが、T P P交渉に関しては、もともと現在もそういった対象になっているかと思います。

次のマスコミの取材や国民が情報公開を求めるなど、情報に接近しようとする声も処罰される恐れがありということに関してであります。この辺のところ、国民の皆さんは大変心配をされて反対をされているという状況があるかと思いますが、確かにここに関しては、当初の政府案には明確なものがありませんでした。そして我が党の主張で、国民の知る権利、報道の自由を条文に明記をいたしました。さらに、報道機関の取材行為は法令違反や取材対象

者の人格をじゅうりんするような著しく不当な方法に当たらない限り、不当業務行為として処罰の対象とはならない旨も条文化しております。

また、加えて、特定秘密を秘匿する行為は、外国の利益を守るスパイ行為などの目的がなければ処罰されないように修正をし、通常の取材活動は処罰の対象とならないことも明記しております。ですから、一般の国民の方々が、何が特定秘密であるかを知らないで、特定秘密が規定することに関して、知らないでその情報を偶然求めたり、知ろうとしたりした場合に処罰の対象になるということはないということが、きちっと明記をされております。

この法案をなぜつくる必要があるかということに関しては、今なぜなんだという疑問を多くの方が持つところでありますけれども、今、日本を取り巻く安全保障環境は大変に厳しさを増している状況であります。それらに適切に対応するためには、安全保障に関する重要な情報を入手し、その漏えいを防止し、国民の安全や国益を守ることは喫緊の課題となっております。

それで、情報管理を万全にしておかなければ、外国は重要な情報を我が国と共有しようとはしないという、こういった状況の中でのこの保護法の成立を今、国会で審議していると思しますので、るる何点か指摘をさせていただきました。それで、また自由民主党、公明党、日本維新の会、みんなの党の修正12項目も、いろいろ協議をして修正項目もきちっと明確に附則、また条文にも位置づけをしてありますので、今回の意見書に対しては、公明党としては反対の立場であります。

○吉田けさみ副委員長 議事を委員長と交代します。

緑風会、齊藤委員。

○齊藤秀雄委員 緑風会も、この意見書には反対です。公明党からもるる御説明がありましたが、網羅されております。

○齊藤秀雄委員長 議事を副委員長と交代します。

金井議員。

○金井伸夫委員外議員 今の特定秘密保護法案には問題があるとは思っているんですけども、この意見書の内容については賛成しかねると思っておりますので、反対ということになります。

○齊藤秀雄委員長 日本共産党、吉田委員。

○吉田けさみ委員 今、公明党、それから日本維新の会等でも修正提案が出されたと、みんなの党も含めて。だけれども、それは本当に国民が求めている不安に応えるような修正提案にはなっていないんです。

それから、やはり先ほど公明党は、日本を取り巻く安全保障は厳しい状況になっていると、だから保護すべきものは保護しなければいけないんだと言うけれども、例えば、保護する中身というのは、基本的に外交・防衛問題なんです。そういったものが本当に保護される必要があるのかというところなんだけれども、この秘密保護法案を繰り返し求めてきたのは、私たち国民ではなくて米国側です。これも昨今のニュースの中で明らかになってきているわけです。それと、集团的自衛権の関係も含めてそうなんですけれども、やはり繰り返しになりますが、積



極的な平和主義をとるんだと。中身がまさに集団的自衛権を行使して、アメリカと一体となって日本を戦争をする国に変えていく、そのことがこの中に含まれているんです。だから秘密は漏らさない、アメリカとの情報を共有していく中身であるということをぜひ理解していただきたいのと、修正を出したけれども、それは修正に値しないというところで、今、世論も大きく主張がされていますので、その辺はぜひ理解していただきたいと思います。

○齊藤秀雄委員長 阿部委員。

○阿部かをる委員 先ほど、新しい風からも文言のところ、これとこれは別にしたほうが良いというような提案がありました。私もその1点で、今提案者からお話があったのですが、集団的自衛権、これは我が党としても反対の立場であります。ですから、これは行使を可能にしと書いてありますけれども、それとこれとは別の問題として捉えております。そういうことでありますし、多分修正した内容とか、第三者機関の設置とか、さまざまなことが国民に余りにも知られていない。こういうことをもっと国民の方が理解していただくというような説明をやはりしていくというのが、国としてはしていかなければいけないことではないかと理解しております。

○齊藤秀雄委員長 日本共産党、吉田委員。

○吉田けさみ委員 集団的自衛権は、公明党は認めていないと言っているんだけど、自民党は、2012年に集団的自衛権行使の具体化の要件などを定めた国家安全保障基本法の概要をまとめたんです。それで、昨今、国家安全保障会議の設置を求めてきたわけです。だから、この国家安全保障会議だって、政府の閣僚らによってこういったものが行使されていくんです。だからそういう意味では、秘密保護法案と国家安全保障会議を切り離して考えることができないんです。集団的自衛権だって、その一環となって流れてきているということは、これはどうしても一体的なものであるということだけは、繰り返しになりますけれども、私は主張させていただきます。

○齊藤秀雄委員長 待鳥委員。

○待鳥美光委員 新しい風の切り離れたほうが良いのかなというのは、これが経緯として別の問題だという意味ではないんです。そうではなくて、深くリンクしていると理解はしていますけれども、この中に入れることによって、今回はこの特定秘密保護法案の廃案というところにストレートにいったほうが良いのではないかなという意味でした。

○齊藤秀雄委員長 それでは、日本共産党の特定秘密保護法案の廃案を求める意見書に関しましては、賛否両論でございました。よって、意見書はまとまりませんでしたので、副議長提案の意見書案とはなりません。

次に進みます。

全国市議会議長会から依頼されている、地方税財源の充実確保を求める意見書の提出についての案件に対する和光市議会としての対応について、各会派の御意見を願います。

その前に議長、発言願います。

○菅原満議長 この件については、9月議会から引き続いて各会派で検討していただくこととなっておりました。その後、全国市議会議長会で11月に、地方税財源の充実確保に関する決議がなされております。

また、ここに来て国でも、地方税の税関係、地方税を含む税の見直しの動きが出てきております。そういった点、そういった動きを踏まえた意見書案ということで、改めて御協議をいただければと思います。

お手元に地方税財源の充実確保を求める意見書案ということで、改めて最近の動きを踏まえて示させていただいておりますので、御協議をお願いいたします。もう既に前回のものをもとに協議させていただいてきていると思いますが、大変恐縮ですけれども、最近、ここに来ての動きもありますので、改めてのたたき台も示させていただきました。それも踏まえて、両方を踏まえて御協議いただければと思います。よろしく申し上げます。

○齊藤秀雄委員長 今、議長から、地方税財源の充実確保を求める意見書（案）の説明をいただきました。

御質問等ありましたら承りたいと思います。

日本共産党、吉田委員。

○吉田けさみ委員 意見書案というところと、当初全国市議会議長会から出されている文章というところで、改めて出していただいた案文は、かなりすっきりしているのわかりやすいかなとは思っているんですけども、ただ、1の（2）に財源不足額については、臨時財政対策債の発行によることなく、地方交付税の法定率の引き上げにより対応することというところがあるんですが、和光市のように交付団体だったり、不交付団体になったりという関係の中で、臨時財政対策債に頼らざるを得ないというところがあると思うんです。だから、この臨時財政対策債の発行によることなくということでもいいのかどうかというところを、ちょっと考える必要があるかなと感じているんですけども、いかがでしょうか。

○齊藤秀雄委員長 議長。

○菅原満議長 これについては、地方交付税の総額と配賦するの足らざる部分で、財源対策債を、従来は不交付団体も発行枠で来ていたわけですけども、少なくとも和光市云々だけではなくて、全体として地方交付税そのものの財源を確保して、地方交付税として配賦をします。財源対策債という形ではなくて、地方交付税として、きちっと一般財源で措置してもらいたいということの趣旨と理解しております。

○齊藤秀雄委員長 公明党、阿部委員。

○阿部かをる委員 この意見書、吉田委員がすっきりしてというお話だったんですが、前回は、2がかなりきめ細かく書かれていたのを一本化したような感じになってはいますが、その辺の経緯というか、趣旨についてお聞きします。

○齊藤秀雄委員長 議長。

○菅原満議長 その辺につきましても、もう既に国の動きで見直しを行わないというか、前回

は、固定資産税の関係とか、個別具体的な細かい点がありましたけれども、もう既に行わない、見送りとか、そういったことで結論が出てきている部分があるということと、税の引き上げですとか、そういったような個別具体的な話ではなくて、全体的に地方税制、地方の財源にかかわる地方税関係の見直しに当たっては、単純にいじくるのではなくて、当然見直す場合に当たっては、地方の行財政運営に影響を与えることのない形での安定した行財政運営が行われるような見直しで行えということでもとめさせていただいたという経緯でございます。要は、もう既に動きが出てしまったもの等もあるということでもとめさせていただいたということでございます。

○齊藤秀雄委員長 ほかに御質問はいかがですか。

〔「なし」という声あり〕

それでは、各会派の意見を募りたいと思います。

まず、新しい風、待鳥委員。

○待鳥美光委員 前に配付をされた参考例文をもとに検討した結果なんですけれども、1についてはおおむねこれに沿った形で、そして2の地方税財源の充実確保等についてはやはり細か過ぎるので、ここはまとめたほうがいいのではないかという意見で来ているので、きょう出されたこの意見書案におおむね沿った意見が出ていました。

○齊藤秀雄委員長 それでは、公明党、阿部委員。

○阿部かをる委員 いろいろ流動的な部分もあったりとか、個別な案件も、今協議されていたりする状況でありますので、2がこういう形になったということでは、この意見書案に賛成をさせていただきます。

○齊藤秀雄委員長 共産党、吉田委員。

○吉田けさみ委員 すっきりとまとまっていると思います。先ほど1点だけ質問させていただいたんですけれども、それは1の地方交付税の増額による一般財源総額の確保と見ることでの(2)の文章と見ればいいのかと思っていますので、これでいいのかと思っています。

○吉田けさみ副委員長 議事を委員長と交代します。

緑風会、齊藤委員。

○齊藤秀雄委員 緑風会も、基本的には地方税の財源の充実確保というのは不可欠という基本理念は合意しておりますので、賛成ということで行きたいと思います。

○齊藤秀雄委員長 議事を副委員長と交代します。

金井議員。

○金井伸夫委員外議員 現状の地方財政制度のもとでは、これが精いっぱいかなと言いますか、これでやむを得ないというところで、賛成します。

○齊藤秀雄委員長 議長。

○菅原満議長 この案については、形式的な部分と、あと、などという一部言葉遣いの整理とか、その辺を今後まだ整理させていただきますので、その点だけ御了解いただければと思いま

す。

○齊藤秀雄委員長 皆さん、よろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、「地方税財源の充実確保を求める意見書の提出について」は調整が図れましたので、副議長提案となります。よって、12月11日水曜日の議運で、意見書案の確認を行いたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決しました。

それでは、続きまして、去る11月26日の議会運営委員会で報告しました、和光市議会基本条例の一部を改正する条例を定めることについての議員提出議案の内容確認については、12月11日本会議終了後に議運を開催し、行いたいと思いますが、御了承いただけますか。

〔「異議なし」という声あり〕

それではそのように決しました。

次に進みます。その他として、埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の有無について報告を願います。

議長。

○菅原満議長 埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙は、候補者が選挙すべき議員数を超えなかったため、実施しないこととなりましたので、御報告申し上げます。

○齊藤秀雄委員長 以上で本日の案件はすべて終了いたしました。

次回の議会運営委員会の日程を確認します。

12月11日水曜日、本会議終了後。内容は、議員提出議案の内容確認、副議長提案の意見書案の確認についてです。よろしいですか。

〔「はい」という声あり〕

その他、何かございますか。

なければ、本日の記録及び会議の公開資料は委員長に一任をお願いいたします。

〔「はい」という声あり〕

以上で議会運営委員会を閉会します。

午後 2時09分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 齊 藤 秀 雄